私立の高等学校、中学校、中等教育学校、小学校、特別支援学校及び幼稚園の設置等の認可に関する審査基準

私立の高等学校、中学校、中等教育学校、小学校、特別支援学校及び幼稚園（以下「私立学校」という。）の設置及び廃止、課程及び学科の設置及び廃止、収容定員に係る学則の変更並びに設置者の変更等の認可については、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）その他関係法令によるほか、次の基準によって審査する。

第１　私立学校の設置の認可の審査基準

１　共通事項

(1)　設置者

私立学校の設置者は、原則として学校法人であること。

(2)　目的

私立学校の目的は、学校教育法に定めるもののほか、独自の建学の精神を有するものであること。

(3)　名称

私立学校の名称は、その目的にふさわしく、かつ、既設の学校の名称とまぎらわしくないものであること。

(4)　立地条件

私立学校の立地条件は、次の要件を満たしていること。

ア　学校教育の場として、適切な環境にあること。

イ　地域の学校教育に対する需要があり、生徒、児童及び幼児数の確保が、将来にわたって客観的に可能であること。

(5)　維持経営

私立学校の設置者は、維持経営に必要な施設、設備、資産等を有していること。

(6)　機能

私立学校の機能を総合的にみて、その目的を達成することが確実と認められるものであること。

２　私立高等学校（全日制及び定時制の課程）

(1)　編制

ア　高等学校の同時に授業を受ける一学級の生徒数は、４０人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

イ　高等学校に置く教頭の数は、当該高等学校に置く全日制の課程又は定時制の課程ごとに１人以上とし、教諭の数は当該高等学校の収容定員を４０で除して得た数以上で、かつ、教育上支障がないものとする。

なお、教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもってこれに代えることができる。

ウ　高等学校には、相当数の養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならない。

エ　高等学校には、必要に応じて相当数の実習助手を置くものとする。

オ　高等学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

カ　高等学校には、全日制の課程及び定時制の課程の状況、生徒数等に応じ、相当数の事務職員を置かなければならない。

(2)　施設及び設備

ア　高等学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

イ　高等学校の校舎の面積は、全日制の課程若しくは定時制の課程の別又は学科

の種類にかかわらず、別表１に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

ウ　高等学校の運動場の面積は、全日制の課程若しくは定時制の課程の別又は収容定員にかかわらず、８，４００平方メートルとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

なお、運動場は、原則として、校舎と同一敷地内又は隣接地にあること。

エ　高等学校には体育館を置くものとし、この場合の面積は、別表２に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

オ　高等学校の校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

一　教室（普通教室、特別教室等とする。）

二　図書室、保健室

三　職員室

また、上記の施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。

カ　高等学校には、学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

また、校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

キ　同一学校法人が小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校を併設する場合で、かつ、教育上支障がない場合は、当該併設する学校の施設及び設備について、学級数に相当する普通教室を除き、必要最低限の範囲で兼用することができる。

ク　高等学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

３　私立高等学校（通信制の課程）

(1)　編制

ア　通信制の課程を置く高等学校（以下「実施校」という。）の通信制の課程に係る収容定員は、２４０人以上とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

イ　実施校は、生徒の数及び居住地域等を考慮し、本校のほか、分校又は高等学校通信教育規程第３条に規定する協力校（以下「協力校」という。）を設けることができる。この場合において、当該協力校が他の設置者が設置する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。）であるときは、実施校の設置者は、当該高等学校の設置者の同意を得なければならない。

ウ　上記イにかかわらず、特に必要がある場合には、協力校に代えて、学校教育法第５５条第１項に規定する技能教育のための施設で当該施設の所在地の都道府県の教育委員会の指定するもの（以下「指定技能教育施設」という。）において、同項の規定により高等学校の教科の一部の履修とみなされる教科以外の教科（「以下「一般教科」という。）について、面接指導及び試験（以下「面接指導等」という。）を行うことができる。この場合においては、当該指定技能教育施設は一般科目の面接指導等を行うのに必要な施設設備を有し、かつ、一般教科の面接指導等は実施校の教員が行うものであること。

エ　実施校に置く通信制の課程に係る教頭及び教諭の数は、５人以上で、かつ、面接指導等を行うすべての教育施設（以下、「教育施設」という。）において教育上支障がないものとする。

なお、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもってこれに代えることができる。

オ　実施校には、必要に応じて養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員を

置くものとする。

カ　実施校には、必要に応じて相当数の実習助手を置くものとする。

キ　実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

ク　実施校の通信制の課程には、生徒数等に応じ、相当数の事務職員を置き、かつ、教育施設において教育上支障がないものとしなければならない。

(2)　施設及び設備

ア　実施校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

イ　実施校の通信制の課程の教育の用に供する本校及び分校の校舎の面積は、１，２００平方メートル以上とする。ただし、他の高等学校の教育の用に供する施設を兼用する場合又は地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

ウ　実施校の本校又は分校には体育館を置くものとし、この場合の面積は、別表２に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

エ　実施校の本校又は分校には､少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

一　教室（普通教室、特別教室等とする。）

二　図書室、保健室

三　職員室

また、上記の施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。

オ　全日制の課程又は定時制の課程を併置する実施校における上記イ、ウ並びにエの一及び二に掲げる施設については、教育上支障がない場合には、当該施設に相当する全日制の課程又は定時制の課程で行う教育の用に供する施設を兼用することができる。

カ　独立校における上記ウ並びにエの一及び二に掲げる施設については、教育上支障がない場合には、当該独立校と同一の敷地内又は当該独立校の敷地の隣接地に所在する他の高等学校又は中等教育学校の教育の用に供する当該施設に相当する施設を兼用することができる。

キ　実施校の教育施設には、学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

また、校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(3)　その他

ア　他の都府県を教育区域に加えようとする場合にあっては、当該都府県及び都府県教育委員会の意見を聴き、これを尊重するものであること。

４　私立中学校

(1)　編制

ア　中学校の一学級の生徒数は、４０人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

イ　中学校の学級は、同学年の生徒で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の生徒を一学級に編制することができる。

ウ　中学校に置く教諭の数は、一学級当たり１人以上とする。

なお、教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長若しくは教頭が兼ね、又は助教諭若しくは講師をもってこれに代えることができる。

エ　中学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

オ　中学校には、生徒数等に応じ、相当数の事務職員を置かなければならない。

(2)　施設及び設備

ア　中学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

イ　中学校の校舎及び運動場の面積は、別表３及び４に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

ウ　中学校の校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

エ　中学校には体育館を置くものとし、この場合の面積は、別表２に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

オ　中学校の校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

一　教室（普通教室、特別教室等とする。）

二　図書室、保健室

三　職員室

また、上記の施設のほか、必要に応じて、特別支援学級のための教室を備えるものとする。

カ　中学校には、学級数及び生徒数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

また、校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

キ　同一学校法人が小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校を併設する場合で、かつ、教育上支障がない場合は、当該併設する学校の施設及び設備について、学級数に相当する普通教室を除き、必要最低限の範囲で兼用することができる。

ク　中学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

５　私立中等教育学校

(1)　中等教育学校の前期課程の編制並びに施設及び設備は、４私立中学校の審査基準の(1)編制並びに(2)施設及び設備をそれぞれ準用する。

(2)　中等教育学校の後期課程の編制並びに施設及び設備は、２私立高等学校（全日制及び定時制の課程）の審査基準の(1)編制並びに(2)施設及び設備をそれぞれ準用する。

６　私立小学校

(1)　編制

ア　小学校の一学級の生徒数は、４０人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

イ　小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を一学級に編制することができる。

ウ　小学校に置く教諭の数は、一学級当たり１人以上とする。

なお、教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長若しくは教頭が兼ね、又は助教諭若しくは講師をもってこれに代えることができる。

エ　小学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

オ　小学校には、生徒数等に応じ、相当数の事務職員を置かなければならない。

(2)　施設及び設備

ア　小学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

イ　小学校の校舎及び運動場の面積は、別表５及び６に定める面積以上とする。

ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

ウ　小学校の校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

エ　小学校には体育館を置くものとし、この場合の面積は、別表２に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

オ　小学校の校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

一　教室（普通教室、特別教室等とする。）

二　図書室、保健室

三　職員室

また、上記の施設のほか、必要に応じて、特別支援学級のための教室を備えるものとする。

カ　小学校には、学級数及び児童数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

また、校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

キ　同一学校法人が小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校を併設する場合で、かつ、教育上支障がない場合は、当該併設する学校の施設及び設備について、学級数に相当する普通教室を除き、必要最低限の範囲で兼用することができる。

ク　小学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

７　私立特別支援学校

(1)　編制

ア　特別支援学校小学部又は中学部の一学級の児童又は生徒数は、視覚障害者及び聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校にあっては１０人以下を、知的障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校にあっては１５人以下を標準とし、高等部の同時に授業を受ける一学級の生徒数は、１５人以下を標準とする。

また、幼稚部において、教諭一人の保育する幼児数は、８人以下を標準とする。

イ　特別支援学校の小学部、中学部又は高等部の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、特別の事情がある場合においては、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

ウ　特別支援学校の小学部に置く教諭の数は、一学級当たり教諭１人以上、中学部は一学級当たり教諭２人を基準、高等部は自立教科等を担任するため必要な数、幼稚部は幼児数に応じ必要な数とする。

なお、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長若しくは教頭が教諭を兼ね､又は助教諭若しくは講師を持って教諭に代えることができる。

エ　特別支援学校には、相当数の事務職員を置かなければならない。

オ　特別支援学校に置く寄宿舎指導員の数は、寄宿舎に寄宿する児童及び生徒数を六で除して得た数以上を標準とする。

(2)　特別支援学校の小学部、中学部、高等部又は幼稚部の施設及び設備は、６私立小学校、４私立中学校又は２私立高等学校（全日制及び通信制の課程）の審査基準の(2)施設及び設備、又は、８私立幼稚園の審査基準の(3)施設及び設備をそれぞれ準用する。

８　私立幼稚園

(1)　編制

ア　幼稚園の一学級の幼児数は、３５人以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合にあっては、この限りでない。
イ　幼稚園の規模は、収容定員７０人以上とする。
ウ　幼稚園には、園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の教諭１人を置かなければならない。
エ　園長は、原則として専任とすること。なお、兼任とする場合にあっても他の園長又は学校長を二以上兼ねるものではなく、他の幼稚園又は学校と容易に往復でき、園長職の遂行に支障がないと認められる場合に限るものとし、上記ウの規定により置く教諭のほか、教頭又は主任を置くこととする。
オ　教頭又は主任は専任とすること。
　なお、特別の事情があるときは、上記ウの規定により置く教諭をもって代えることができる。ただし、上記エの規定により兼任の園長を置く場合を除くものとする。
カ　幼稚園には、養護教諭又は養護助教諭及び事務職員を置くように努めなければならない。

(2)　位置
　幼稚園の位置は、幼児の教育上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならないほか、幼児数の把握は、設置予定地に係る当該地域の行政区域内で、徒歩通園が可能な範囲内の幼児数とし、当該市町村（札幌市にあっては区）の就園率及び既設幼稚園の幼児数を考慮するものとする。ただし、特別の事情がある場合にあっては、この限りではない。

(3)　施設及び設備
ア　幼稚園の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。
イ　幼稚園の園舎は、二階建以下を原則とする。園舎を二階建とする場合及び特別の事情があるため園舎を三階建以上とする場合にあっては、保育室、遊戯室及び便所の施設は、第一階に置かなければならない。ただし、園舎が耐火建築物で、幼児の待避上必要な施設を備えるものにあっては、これらの施設を第二階に置くことができる。
　なお、園舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。
　また、園舎及び運動場の面積は、別表７及び８のとおりとする。
ウ　幼稚園には、次の施設及び設備を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。
　一　職員室
　二　保育室
　三　遊戯室
　四　保健室
　五　便所
　六　飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備
　なお、保育室の数は、学級数を下ってはならない。
　また、飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならず、飲料水の水質は、衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。
エ　保育室及び遊戯室の総面積は、次に掲げる面積以上とする。
　５３平方メートル×学級数＋９９平方メートル
オ　保育室の一室の面積は、４６平方メートル以上とする。ただし、一学級２５人以下で学級編制を行う場合は、３８平方メートル以上とする。
カ　遊戯室は、原則として専用のもので、９９平方メートル以上とする。
キ　幼稚園には、学級数及び幼児数に応じ、教育上、保健衛生上及び安全上必要

な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。
また、園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。
ケ　幼稚園には、次の施設及び設備を備えるように努めなければならない。
一　放送聴取設備
二　映写設備
三　水遊び場
四　幼児清浄用設備
五　給食施設
六　図書室
七　会議室
コ　幼稚園は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

第２　私立学校の収容定員に係る学（園）則の変更、課程及び学科の設置の認可に関する審査基準

１　私立高等学校、中学校、中等教育学校、小学校及び養護学校
学校の区分に応じ、私立学校の設置の認可に係る審査基準の該当部分を準用すること
２　私立幼稚園
第１の８を準用するほか、次の要件を満たすものであること。
(1)　幼稚園の管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないこと。
ア　法令の規定、法令の規定に基づく知事の処分又は寄附行為に違反していること。
イ　借入金の償還が適正に行われていない等財政状況が健全でないこと。
ウ　その他教育条件又は管理運営が適正でないこと。
(2)　収容定員の増員に伴い新たに施設又は設備の整備を行う場合には、収容定員を変更しようとする年度の前々年度末現在において、総資産額に対する前受金を除く総負債総額の割合が３分の１以下であり、かつ、負債の償還が適正に行われていること。

第３　私立学校の設置者の変更の認可に関する審査基準
１　設置者変更の前後において、学校の同一性を有すること。
２　変更後の設置者が、原則として学校法人であること。

第４　私立学校の廃止の認可並びにその課程及び学科の廃止の認可に関する審査基準
１　在籍する生徒及び教職員について、適切に処置されていること。
２　校（園）地、校（園）舎及び校（園）具教具等の処置が適切であること。
３　指導要録等の引継ぎが確実であること。

附　則

１　この審査基準は平成１２年３月１５日（以下「実施日」という。）から実施し、平成１３年４月１日以降の私立学校の設置及び廃止、課程及び学科の設置及び廃止、収容定員に係る学則の変更並びに設置者の変更（実施日前に設置等認可計画書が提出されているものを除き、「私立学校の設置等」という。）に係る認可の審査から適用し、同日前の私立学校の設置等に係る認可の審査については、なお従前の例による。

２　私立高等学校の設置及び収容定員の増員に係る学則変更に関する審査に当たっては、当分の間は抑制的に対応する。ただし、社会経済の急速な変化に伴う新たな需要に対応するため極めて必要性の高い私立高等学校の設置若しくは収容定員の増員であって、教育条件が著しく向上されることが期待される場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、例外的な配慮をすることができる。

(1)　同一学区内において、同一の学校法人が設置する私立高等学校の収容定員に係る学則の変更であって、その前後において当該私立高等学校の収容定員の合計数が増加しない場合

(2)　当該私立高等学校の設置又は収容定員の増員（当該収容定員の増員の認可の申請を行う年度（以下「申請年度」という。）において当該私立高等学校の生徒数の実数が収容定員の１．１倍を超えない場合に限る。）後の当該学区における私立高等学校の収容定員が、アの数をイの割合で除して得た数にウの割合を乗じて得た数を超えない場合

ア　申請年度の前年度に策定された公立高等学校配置計画の当該学区における公立高等学校の最終年度の収容定員

イ　「これからの高校づくりに関する指針」（平成29年３月）の策定時の当該学区における公立高等学校の収容定員と私立高等学校の収容定員とを合算した数（ウにおいて「策定時収容定員総数」という。）に占める公立高等学校の収容定員の割合

ウ　策定時収容定員総数に占める私立高等学校の収容定員の割合

(3)　私立高等学校の収容定員に係る学則の変更であって、外国人留学生の収容定員の設定に伴う場合

(4)　私立高等学校の収容定員に係る学則変更であって、北海道公私立高等学校協議会における協議の結果に基づき実施される場合

附　則

この審査基準は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則

この審査基準は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

１　この審査基準は、平成１７年４月１日から施行する。

２　この審査基準の実施の際、現に設置されている学校については、この審査基準で定める諸条件の充足に努めるものとする。

附　則

この審査基準は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この審査基準は、平成１９年１２月２６日から施行する。

附　則

この審査基準は、平成２６年４月１６日から施行する。

附　則

この審査基準は、平成３１年４月１日から施行する。

別表１　私立高等学校の校舎の面積（第１の２の(2)のイ関係）

収容定員	面積（平方メートル）
１２０人以下	１，２００
１２１人以上４８０人以下	１，２００＋６×（収容定員－１２０）
４８１人以上	３，３６０＋４×（収容定員－４８０）

別表２　私立高等学校、私立中学校、私立小学校の体育館の面積
（第１の２の(2)のエ、４の(2)のエ、６の(3)のエ関係）

収容定員（生徒・児童数）	面積（平方メートル）
７２０人以下	９６６
７２１人以上９６０人以下	１，３５５
９６１人以上	２，１９０

別表３　私立中学校の校舎の面積（第１の４の(2)のイ関係）

生徒数	面積（平方メートル）
１人以上４０人以下	６００
４１人以上４８０人以下	６００＋６×（生徒数－４０）
４８１人以上	３，２４０＋４×（生徒数－４８０）

別表４　私立中学校の運動場の面積（第１の４の(2)のウ関係）

生徒数	面積（平方メートル）
１人以上２４０人以下	３，６００
２４１人以上７２０人以下	３，６００＋１０×（生徒数－２４０）
７２１人以上	８，４００

別表５　私立小学校の校舎の面積（第１の６の(2)のイ関係）

児童数	面積（平方メートル）
１人以上４０人以下	５００
４１人以上４８０人以下	５００＋５×（児童数－４０）
４８１人以上	２，７００＋３×（児童数－４８０）

別表６　私立小学校の運動場の面積（第１の６の(2)のウ関係）

児童数	面積（平方メートル）
１人以上２４０人以下	２，４００
２４１人以上７２０人以下	２，４００＋１０×（児童数－２４０）
７２１人以上	７，２００

別表７　私立幼稚園の園舎の面積（第１の８の(3)のイ関係）

学級数	面積（平方メートル）
一学級	１８０
二学級以上	３２０＋１００×（学級数－２）

別表８　私立幼稚園の運動場の面積（第１の８の(3)のイ関係）

学級数	面積（平方メートル）
二学級以下	３３０＋３０×（学級数－１）
三学級以上	４００＋８０×（学級数－３）